

「御武具覚書」（毛利家文庫15文武59）にみえる毛利氏の「押太鼓」と背負い梯子（裏面参照）

歴史ノオト④

## 時太鼓と陣太鼓

### 【時太鼓】

江戸時代、萩城二の丸の東門櫓に接した「時打矢倉」に「時太鼓」があり、城の内外に時を知らせていました。

この萩城の時太鼓については、「八江萩名所図画」巻1の「東御門」の項に、

東御門 御城より東の方に在るを以て呼べり、また世俗時打御門といふ、そ八御城内八更にもいはず、諸役所其外へも漏剋（トキ）を知らしめんとて此櫓に太鼓を置れ、暁の六ツは是を打て御門を開き、暮の六ツ時キにまた是を打て御門を閉ぢさせ玉ふものなり 是太鼓ハ羊の皮を以て張たるものにて、銘に大内義弘とありと云、是ハ大内家代々の陣太鼓なりといひ伝へり、初防州山口香積寺に在しを、名鼓なりとて出せしものなりとぞ

とあります。

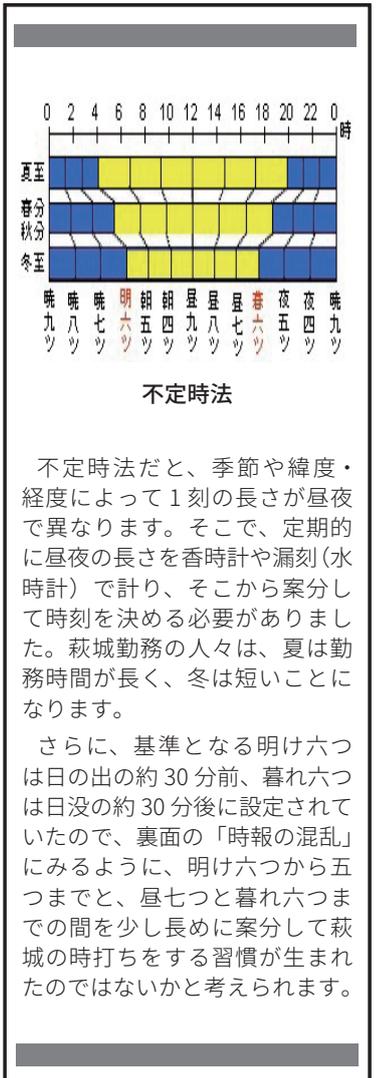
「八江萩名所図画」は萩藩土木梨恒充によって天保5年（1834）に起草されましたが、発刊にはいたらず、明治25年（1892）になって山県篤蔵が改訂増補して刊行されたものです。同様の記事は、当館所蔵の「萩古実未定之覚」（烏田智庵、

毛利家文庫16叢書77。村田峰次郎編「長周叢書」に収載）、「両公伝史料」1290、「阿武郡萩市中故事」（県庁伝来旧藩記録803）等にもみえます。

「八江萩名所図画」では朝暮れの六つ時に門の開閉の合図として太鼓が打たれたと記されていますが、『毛利十一代史』享保4年（1719）正月11日の記事には「年来朝五ツ時、晚七ツ時に打ち」とあり、当館の「諸事小々控」の記事でもそれを裏付けることができます。

当時の不定時法では、朝、薄明が始まった時を明け六つとし、夕方、薄明が終わった時を暮れ六つとして時刻の基準としていました。おおむね午前・午後の6時に相当します。

寺院等では、朝夕だけでなく、まさに時太鼓として、各「時」を知らせるのに古くから用いられたようで、15世紀に京都相国寺鹿苑（ろくおん）院内の蔭涼軒主がしるした「蔭涼軒日録」にも、「夜前四鼓之後」「自五鼓至九鼓」「八鼓之刻」「五鼓半時」といった表現がみえます。計時はおそらく香



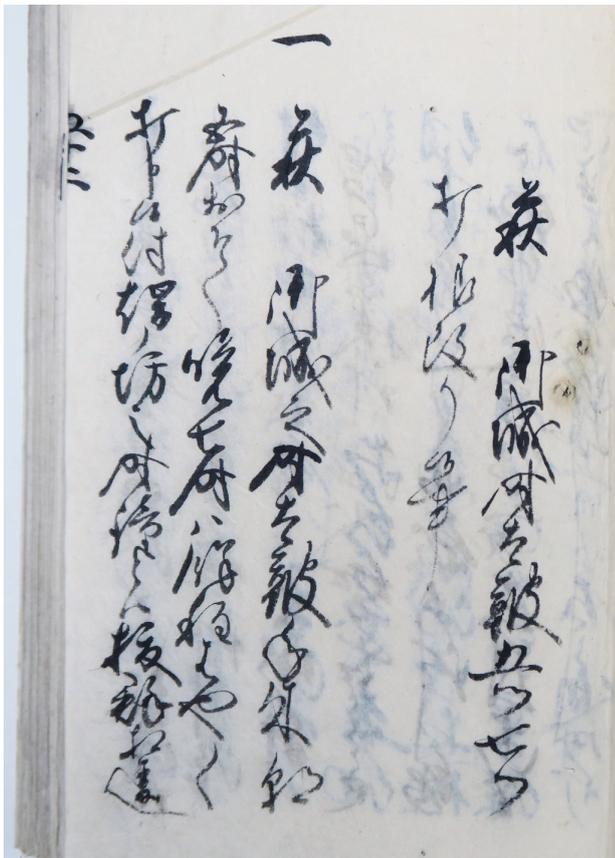
時計（常香盤、香炉の中に、香型とよばれる定規を用いてジグザグ模様に抹香を埋め、一端から火をつけて時間の経過を測るもの）を用いたのでしょうか。

### 【時報の混乱】

萩城の時報（時太鼓）も、基準となる明け六つから暮れ六つまで香時計で香を焚き、それを6つに案分して時を刻み、享保4年頃には先述のように朝の五つ（おおむね午前8時）と夕七つ（おおむね午後4時）に打っていました。この時打は家臣たちの出勤（登城）・退出（下城）の合図でもありました。

ところが、その時刻が、貞享3年（1686）から端坊（はしのぼう）で打られるようになった「時の鐘」（シートNo.5参照）と大いに相違（「抜群相違」！）しているというので、藩が原因究明に乗り出すことになりました。すなわち、朝五つの太鼓は端坊の時鐘より遅く、夕七つの太鼓は端坊の時鐘よりかなり早かったのです。萩城に勤務する家臣たちにとっては、まことに都合のいい時報でした。

なぜこうなったかを調査させると、従前から慣習として朝の六つから五つまでの香と夕（昼）七つから六つまでの香を、通常の時の倍の長さで焚き、朝五つと夕七つの時刻を決めているというのです。そこで改正の議がおこり、享保4年1月11日、本法のとおり三分の一だけ長くして計時するように改正されました（結果、家臣たちの勤務時間は延びてしまいました。下写真参照）。



### 【陣太鼓】

さて、萩城の時太鼓に銘を残したという大内義弘は、応永6年（1399）の「応永の乱」で足利義満と争って敗れた人物です。その決戦の場となった堺の陣中に平城を構えていましたが、そこに太鼓がありました。11月29日、戦いの火ぶたが切って落とされたときの様子です。

去（さる）程ニ討手ノ兵ト評議ニハ 是程ノ平城只一度ニ可責落トテ、十一月廿九日ノ卯ノ時ヨリ押寄せ、御方三万余騎、楯ノ板ヲ扣（たた）いテ一度ニ関（とき）ヲ作ケレバ、城中ニモ五千余騎、大鼓ヲ撃テ、矢蔵搔楯ヲ扣テ関ヲ合セケル、敵御方ノ関ノコヘニ、天地モ崩レ、大海モ破ル、カト覚ヘタリ、（応永記）

太鼓がここでは「時」でなく「関」（とき）を作る合図に、「陣太鼓」として使われています。戦場の喧噪が聞こえてくるようです。先にみた萩城の時太鼓は大内氏代々の「陣太鼓」であると伝えていきますから、それを信じれば、あるいはこの太鼓がそれであったかもしれません。

萩城の時太鼓があったという香積寺はその大内義弘が建立し、現在の瑠璃光寺の場所にありました。「瑠璃光寺五重塔」（国宝）は、彼の菩提を弔うために建てられた「香積寺五重塔」で、香積寺が萩に移された後も山口に残されたものです。

いずれにしても太鼓は集団的な戦闘にはつきもので、応永27年（1420）、芸予諸島で朝鮮からの使節一行を襲おうとした「海賊」も、

鼓を撃ち旗を張り角を吹き錚（かね）を鳴らし甲を被り弓を執りて立つ、（中略）小船の中に人立つこと麻の如し、（「老松堂日本行録」）

といったぐあいでした。

冒頭に載せた太鼓の図は、「御武具覚書」（毛利家文庫15文武59）に見えるもので、毛利氏の「陣鐘」「陣貝」とならんで描かれた「押太鼓」（進軍や攻撃開始の合図に打ち鳴らす太鼓）とその背負具です。これらは、戦場において味方の進軍や攻撃開始の合図を送ったり、陣形を整えたりするのに使われました。

「萩御城時太鼓五ツ・七ツ打やう改り候事」  
（毛利家文庫31小々控8（53の8）通番35）  
享保3年（1718）12月8日の記事

萩 御城時太鼓五ツ七ツ  
打様改り候事

一 萩 御城之時太鼓、年来朝  
五時おそく、晩七時八余程はやく  
打申候付、端ノ坊之時鐘と八抜群相違  
.....